

第9章 自然環境の保全【自然保護課】

昭和47年に「自然環境保全法」が制定され、これを基として、自然環境保全の確立を図る法令及び行政機関の整備が進められました。人間生活と調和のとれた自然環境の保全・創出を図るため、(1)自然環境の保全、(2)野生生物の保護、(3)自然公園の保護管理及び施設整備に関する事業等を行っています。

第1節 自然環境の保全

本県は亜熱帯海洋性気候のもと数多くの島々から成っています。沿岸海域に発達した広大なサンゴ礁、陸域の風衝性の景観に象徴されるように、本県の自然環境の大きな特質はその海洋性にあります。

また、琉球列島の島々が本州及びユーラシア大陸と陸続や孤立を繰り返してきた独特の歴史を有していること、南方系生物が分布するほぼ北限に位置することから、固有種、固有亜種を含む貴重な動植物が数多く生息・生育し、各島々や地域の自然条件に応じた多様な自然がみられることも特徴とされています。本県の文化と生活はこのような自然環境のもとで築きあげられたものですが、他方、こうした島しょ性の自然は人間活動の影響を受け易く、特に近年の社会構造の急激な変化により大きな圧迫を受けて、衰退・単調化の途をたどっています。

県では、無秩序な自然破壊を防止するため、健康で快適な生活環境は地域の特性に応じた多様な自然環境を基盤として創出、維持されるものであるとの認識のもとに、昭和48年に「沖縄県自然環境保全条例」を制定し、昭和50年に「沖縄県自然環境保全基本方針」を定め、自然環境保全の方向づけと制度の整備を行いました。

1 自然環境保全地域の指定

(1) 県指定の自然環境保全地域

本県のすぐれた自然を有する地域のうち、自然的・社会的条件からみて、特に保全が必要とされる地域を適正に保全していくため、沖縄県自然環境保全条例第17条の規定に基づき、「自然環境保全地域」等として指定するもので、現在11地域約951haを指定しています。

(2) 国指定の自然環境保全地域

自然環境保全法第22条に基づき、環境省が指定する「自然環境保全地域」として、竹富町西表島の崎山湾、約128haが指定されています。(昭和58年6月28日)

この海域は、アザミサンゴの巨大な群体をはじめ海域生物相が豊かで自然度が高く、我が国では唯一の「海中特別地区」となっています。

2 エコツーリズムの推進

本県は、亜熱帯海洋性気候のもと多くの貴重な固有生物が生息・生育し、その知名度は国内外でも非常に高く、平成20年度の県内入域観光客数は約593万人に達しました。

そのような中、参加・体験型の旅行形態や環境問題への関心の高まりを受けて、地域の自然環境や文化などについて知識を有するガイドから案内や助言を受け、自然環境の保全に配慮しながら、その地域が有する自然や文化にふれあい、学び、理解を深めるための活動であるエコツーリズムが注目を集めています。

しかし、新たな産業としてエコツーリズムに注目が高まる反面、自然環境の保全や地域住民の生活・文化などへの配慮が欠けた事業者や、過剰な観光利用によって自然環境に劣化が生じている事例などが見受けられるようになりました。

そこで、県では、これらの課題に対応するため、エコツーリズムの推進と同時に、その活動を実践する際に自然環境の保全や地域住民の生活・文化などへの配慮を定めた事業者間のルールである保全利用協定、エコツーリズムの推進にあたっての心がけを定めたガイドラインなどの普及に取り組んでいます。

(1) 保全利用協定の認定の状況

平成16年2月、西表島の仲間川をフィールドに活動している5事業者（動力船2事業者、カヌー3事業者）によって仲間川地区保全利用協定が締結され、同年6月、同制度で第1号の県知事認定を受けました。

同協定では、自然環境への配慮事項として、遊覧船の曳き波によるマングローブ林への影響を軽減するため、遊覧船の運航速度の自主規制や徐行区間の設定などが規定されています。

また、同協定による自主規制の効果の検証を目的として、同協定締結事業者と関係行政機関の協力によってモニタリング調査が行われています。

(2) 沖縄県エコツーリズムガイドライン2004の作成

沖縄におけるエコツーリズム推進にあたって、訪問客・県民・観光事業者といったエコツーリズムに係わるあらゆる主体が心がけるべきことをまとめたガイドラインを作成しました。

3 自然保護思想の普及啓発

自然環境の保全思想を普及し、これを広く県民に定着させていくためには、地域社会や学校などにおける環境教育を積極的に推進する必要があります。

そのため、県は、環境省が提唱する「自然に親しむ運動(7月21日～8月30日)」期間中における自然観察会の実施、環境教育モデル校の指定(第11章に別掲)、出前講座での自然環境の解説などにより、県民に対する自然保護思想の普及啓発を図っています。

4 世界自然遺産登録の推進

平成15年、環境省・林野庁により設置された「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、「知床」、「小笠原諸島」、「琉球諸島」の3地域が世界遺産条約に定める登録基準と完全性の条件を満たす可能性が高いと評価されています。

その中で「琉球諸島」は、大陸との関係において独特な地史を有し極めて多様で固有性の高い亜熱帯生態系やサンゴ礁生態系を有していること、優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっていることが評価されています。

県では、平成16、17年度に普及啓発用のパンフレットを作成するとともに、平成18年度から、琉球弧が有する特異な自然環境を改めて見直し、自然環境の保全と活用による地域づくりをテーマとしたフォーラムを国や鹿児島県、地元市町村と共同で開催しています。平成20年度は鹿児島県奄美市においてフォーラムを開催するとともに、鹿児島県と共同で普及啓発用のチラシを作成しました。

今後とも、世界自然遺産登録に関する情報発信をしていくとともに、国、鹿児島県、地元市町村などと連携して「琉球諸島」の世界自然遺産登録の推進に取り組んでいきます。

5 ラムサール条約登録湿地

国際的に重要な湿地の保全を推進するため、ラムサール条約の第10回締約国会議にあわせて、県内から新たに久米島の溪流・湿地が登録されました。この結果、県内のラムサール条約登録湿地数は4カ所となりました。

6 温泉の許可

温泉法に基づいて、温泉をゆう出させる目的で土地を掘さく、増掘する場合及び温泉の利用に係る許可を行っています。現在利用されている源泉数は、8箇所です。

第2節 野生生物の保護

1 鳥獣保護区等の設定

(1) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は野生鳥獣の積極的な保護増殖を図ることを目的とした地域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と県知事が指定する県指定鳥獣保護区があり、これまでに指定した箇所は国指定鳥獣保護区が7カ所、県指定鳥獣保護区が18カ所の計25カ所となっています。

(2) ガンカモ科鳥類の生息調査

ガンカモ科鳥類(ハクチョウ、ガン、カモ)の冬季の生息状況を把握するため、毎年1月中旬に全国一斉調査として実施しています。

平成20年度の県内の調査結果は次のとおりでした。

- ・調査年月日 平成21年1月7日～18日
- ・観察総数 カモ類10種 1,393羽 ガン類0種0羽 ハクチョウ類1種1羽
- ・踏査力所数 152ヶ所
- ・調査員数 26名

2 鳥獣保護対策の推進

(1) 傷病野生鳥獣救護事業

県においては、負傷等により自力で生息できない野生鳥獣について、野生鳥獣の保護及び保護思想の普及啓発を図る目的で傷病野生鳥獣救護事業を実施しています。野生鳥獣の保護、適切な治療を行うことから、県獣医師会の協力を得て、県内19名の野生動物救護獣医師(野生動物ドクター)を認定するとともに、県内6か所の救護施設(名護自然動植物公園株式会社、日本野鳥の会やんばる支部、宮古野鳥の会、NPO法人動物たちの病院、カンムリワシリサーチ、沖縄県動物愛護管理センター)で実施しています。平成20年度は683件の傷病野生鳥獣を受け入れました。

(2) 鳥獣保護員の配置

県では、鳥獣保護事業の実施に関する補助業務(鳥獣保護区の巡回や管理等)を行うため、各市町村長や野鳥の会等の推薦を受けて鳥獣保護員として委嘱し、現在36名を配置しています。

(3) 鳥獣の捕獲及び飼養等の規制

国内で生息する野生鳥獣の捕獲は原則として禁止されています。鳥獣を捕獲するときは許可を受けて捕獲し、飼養するときは知事の発行する飼養登録証の交付を受ける必要があります。愛がん飼養を目的とする鳥の捕獲許可は、メジロに限り、数は一世帯一羽となっています。平成20年度はメジロが113羽、ウグイスが1羽登録されています。

(4) 鳥獣保護思想の普及啓発

県では、自然環境の豊かさの象徴である野鳥について県民の関心を高めるため、愛鳥週間(毎年5月10日から16日)において、パネル展等各種行事を催し、野鳥保護思想の普及啓発に努めて

います。

また、ワシタカ科に属するサシバは、毎年寒露の頃(10月8日)になると大群を形成し一斉に南下し、越冬地である東南アジア方面への渡りの途中、休息のため宮古諸島、特に伊良部島・下地島を中心に飛来することから、秋の訪れを告げる風物詩として私たちの生活・文化と深く関わってきました。そのため、県では、飛来数調査を実施し、サシバ等渡り鳥の保護思想の普及啓発に努めています。

3 外来種対策（マングース対策）

やんばるの豊かな生態系を保全し、希少な野生生物を保護するために、平成12年度から北部3村（国頭村、東村、大宜味村）において外来生物（マングース等）の駆除を実施しており、平成20年度までに8,273頭を捕獲しております。

また、マングースの生息密度の高い中南部地域からマングースの侵入を防止するため、平成17年度及び平成18年度に大宜味村塩屋湾から東村福地ダムに至るラインに北上防止柵を設置し、柵以北におけるマングースの捕獲強化に取り組んでおります。

4 狩猟の適正化

狩猟を行うには、狩猟免許を所持するなど、一定の資格が必要です。この制度の目的は、狩猟を適正化することによって、鳥獣の保護と人身等の危険等を防止することであり、狩猟のできる鳥獣の種類、期間、場所及び狩猟方法等いろいろな規制があります。

（1）狩猟免許等

狩猟者の資質向上を図る必要から、毎年狩猟免許試験と講習会を実施しています。狩猟に関する適性、技能及び知識を有することが、狩猟免許の要件です。

（2）狩猟免許と狩猟者登録

狩猟免許の種別は、網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟の4種類があり、県が実施する狩猟免許試験に合格した者でなければ、狩猟免許を取得することができません。また、実際に狩猟するためには、狩猟免許取得後、毎年、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事の狩猟者登録を受けて行うこととなります。

平成20年度時点での狩猟免状取得件数は753件、狩猟者登録件数は355件で、また、当該年度に交付した狩猟免状交付件数は新規が47件、更新が167件となっています。

（3）有害鳥獣捕獲

野生鳥獣が農林水産物などに被害を与えた場合や生活環境を悪化させた場合又はそれらのおそれがあり、被害防除対策を実施しても被害が防止できないと認められる場合においては、知事の許可を得て、野生鳥獣の捕獲を行うことができることになっています。

なお、平成20年2月に施行された鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防除計画を作成し、捕

獲許可の権限委譲を受けている市町村の場合は、市町村長の許可を得て、野生鳥獣の捕獲を行うことができることになっており、平成20年度末で宮古島市、国頭村、東村、本部町、今帰仁村の5市町村が権限委譲を受けています。

本県における有害鳥獣捕獲は、市町村又は農業協同組合等が実施主体となり、猟友会等の協力を得て実施しています。

有害鳥獣捕獲の主な対象鳥獣は、イノシシ、カラス、タイワンシロガシラ、ドバトであり、平成20年度の捕獲実績は、獣類141頭、鳥類6,780羽となっています。

5 海域生態系の保全

(1) ジュゴンの保護

ジュゴンはインド洋や太平洋の熱帯、亜熱帯の海域に分布し、沖縄周辺海域が世界的分布の北限と言われています。

ジュゴンは鳥獣保護法で捕獲禁止の鳥獣となっているほか、文化財保護法による国の天然記念物としての指定、水産資源保護法による採捕禁止、ワシントン条約において取引が規制され、その保護が重要な課題となっています。

ジュゴンの生息に影響を与える要因として、沿岸域の開発による海草藻場の埋め立て、海への赤土等の流入等とともに、漁網（定置網・刺し網）による混獲事故が挙げられます。

ジュゴンの保護対策を進めていくためには、ジュゴンの生息環境の保全を図っていくとともに、漁業者をはじめとする地元関係者の理解と協力を得る必要があることから、県では環境省等と連携し、ジュゴンや藻場に関する調査と並行して、ジュゴンが漁網によって混獲された場合のレスキューマニュアルの作成や研修会の実施、ジュゴンの生息状況やその保護の必要性に関する普及啓発用教材の作成、地元関係者とのジュゴンと共存する地域づくりについての意見交換などに取り組んでいます。

(2) サンゴ礁の保全

ア 海中公園地区におけるサンゴ礁保全対策

県内の国立、国定公園では、海域83,245ヘクタールが公園区域に含まれ、その海域のうち11地区約1,600ヘクタールが海中公園地区に指定されています。海中公園地区は、西表石垣国立公園内において竹富タキドゥングチ、竹富シモビシ、黒島キャングチ、新城島マイビシ、平久保、川平石崎、米原、白保の8箇所、また、沖縄海岸国定公園内においては沖縄海岸、渡嘉敷、座間味の3箇所が指定されており、これらの地区では美しいサンゴ等の海中景観が広がっています。

当該海域において、海中景観の構成要因である造礁サンゴを食害するオニヒトデが昭和45年頃から異常に発生し、サンゴの生息は危機的状況にありました。こうした状況に対処するため、昭和49年度から平成11年度までの25年間環境庁の補助を得て、事業総額3億6326万2千円を投じ、215万7815匹のオニヒトデを駆除しました。

平成12年度からは環境省の補助金が廃止となり、従前の規模での駆除事業実施が困難な状況となったことから、国立公園の海中公園地区における海中景観の保護を目的とした沖縄海岸国立公園におけるサンゴ礁モニタリング調査を実施しました。

また、平成15～17年度には、沖縄海岸海中公園地区の良好な海中景観の保全・復元及び創造の方法を検討するため「沖縄海岸海中公園地区景観保全調査」を実施しました。

イ 総合的なサンゴ礁保全対策

平成13年末から沖縄島周辺及び慶良間諸島周辺海域において、オニヒトデが大量に発生し、サンゴ礁が危機的な状況になっていることから、平成14年度から沖縄特別振興対策調整費を活用し、オニヒトデの発生状況やサンゴの生息状況などの状況把握を行うとともに、国、県及び市町村関係行政機関、学識経験者、漁業者及びダイビング業者等の関係団体で構成する「オニヒトデ対策会議」を設置し、総合的なサンゴ礁保全対策に取り組んできました。

これまでの取組としては、慶良間海域の5箇所を優先的に保全を図る「最重要保全区域」を定めて集中的な保全対策を実施するとともに、宮古海域や八重山海域においても重要サンゴ礁海域に各7箇所を選定し同様の対策を実施してきました。平成18年度は、保全活動の労力や費用の負担軽減を図るためオニヒトデ進入防止柵における負担軽減効果の検証や地域の実情に応じた費用負担のあり方に関する調査を実施しました。また、平成14年度から平成18年度までに173,673個体のオニヒトデを駆除しています。

ウ 官民協働のサンゴ礁保全対策の推進

サンゴ礁が減少している要因には、白化現象、赤土等の流出、オニヒトデの大量発生等様々であり、サンゴ礁を保全していく上で、行政、事業者、NPO、企業等多様な主体が連携して取り組んでいく必要があります。そのような状況から平成20年度に多様な主体が参加する全県的・横断的な協議会の立ちあげを行うとともに、地域への支援策としてサンゴ礁保全活動プログラム集やサンゴ移植マニュアルを作成しています。

第3節 自然公園

1 本県の自然公園の概要

自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があります。国立公園とは、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定するものであり、国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、都道府県の申し出を受けて環境大臣が指定するものです。

また、都道府県立自然公園は、都道府県の優れた自然の風景地で、知事が指定するものです。

現在、本県では、西表石垣国立公園、沖縄海岸国定公園、沖縄戦跡国定公園、久米島県立自然公園、伊良部県立自然公園、渡名喜県立自然公園の6つの自然公園が指定を受けていますが、平成22年度を目標に、多良間村を新たな県立自然公園に指定するため作業に取り組んでいます。

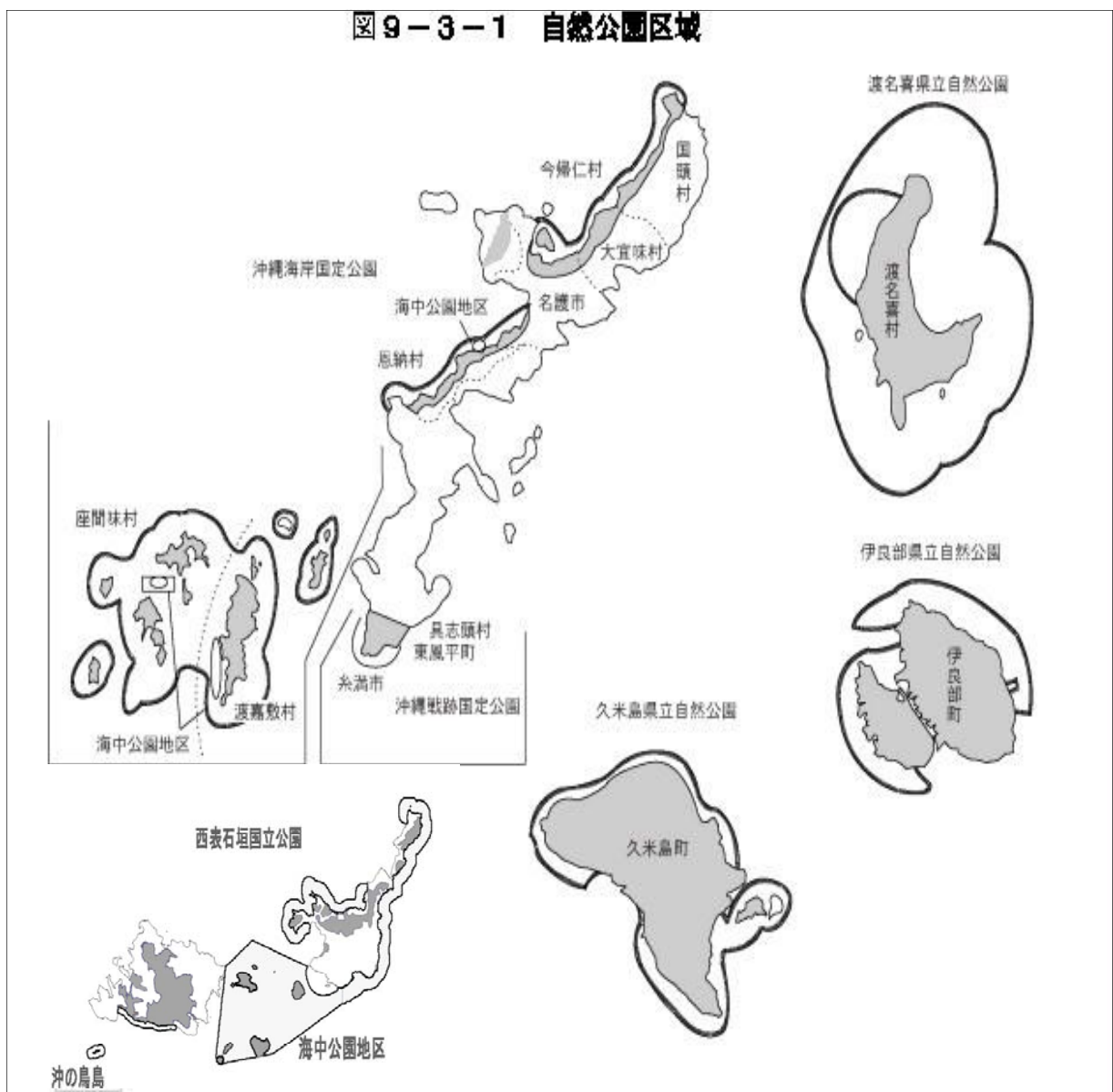


表 9-3-1 本県の自然公園面積

(単位:ヘクタール)

自然公園名	陸地面積						海域面積			合計
	特別保護 地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	普通地域	計	海中公園 地区	普通地域	計	
西表石垣 国立公園	2,342	730	10,412	4,301	2,784	20,569	1,107	44,706	45,813	66,382
沖縄海岸 国立公園	718	353	3,168	3,093	2,954	10,286	489	25,684	26,173	36,459
沖縄戦跡 国立公園	29	84	144	293	2,577	3,127		1,932	1,932	5,059
久米島県 立自然公		578	1,100	1,705	2,742	6,125		5,743	5,743	11,868
伊良部県 立自然公		81	90	391	2,853	3,415		2,324	2,324	5,739
渡名喜県 立自然公		77	6	168	91	342		1,260	1,260	1,602
6公園計	3,089	1,903	14,920	9,951	14,001	43,864	1,596	81,649	83,245	127,109

2 自然公園の保護管理

自然公園の適正な管理運営を行うため、各公園に公園計画を定めています。公園計画は、公園の保護のための規制及び利用のための規制に関する計画（規制計画）と利用のための施設及び保護のための施設に関する計画（施設計画）に区分され、それぞれの公園の特性に応じて決定されています。

(1) 規制計画

ア 保護のための規制に関する計画

自然公園はいわゆる地域制公園であり、土地所有者の如何に関係なく一定の地域を画して指定しています。保護のための規制に強弱の差をつけ、私有財産の保護や各種開発行為との調整を図ることを目的としています。そのため区域を普通地域と特別地域に区分し、特別地域を更に特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域に細分化して規制基準を明確にしています。

また、自然公園に含まれる海域は普通地域に位置づけられますが、海中景観が特にすぐれ学術的にも貴重な海域については海中公園地区に指定し、その保護を図るため各種の開発行為等を規制しています。海中公園地区は、海域における特別保護地区というべきものです。

イ 利用するための規制に関する計画

利用のための規制計画とは、対象地区の利用現状と当該地区の適正な利用のあり方を踏まえ、利用の時期、方法等につき特別に調整し、制限または、禁止する必要のある事項について定めるものです。

(2) 施設計画

ア 利用のための施設に関する計画

利用のための施設計画とは、自然公園の積極的な利用の増進を図る目的から適正な施設の配置と整備方針を定めたものです。また、公園利用の中心的施設として一定の広がりを持つ区域を設定し、これらの利用施設を総合的に整備する集団施設地区の指定があります。

イ 保護のための施設に関する計画

保護のための施設計画とは、景観または景観要素の保護及び利用上の安全を確保するために必要な個々の施設配置と整備方針を定めるものです。具体的には植生復元施設、動物繁殖施設、砂防、防火施設、自然再生施設が位置づけられています。

ウ 施設の整備経過

自然公園等の施設整備として昭和48年度より自然公園利用施設と野生生物保護管理施設の整備を進めています。

自然公園利用施設は自然公園を広く国民の利用に供し、国民の保健・休養及び教化に資するために公園計画に基づき、ビジターセンター、園地、休憩所、公衆トイレ、探勝歩道、車道、駐車場、標識等を整備するものです。

野生生物保護管理施設は希少生物や固有の生態系の調査研究、保護増殖、普及啓発等の事業を総合的に推進するための拠点として野生生物保護センターを整備するものです。

(3) 許認可業務

自然公園内の特別地域における開発行為については、開発予定地の市町村長の意見の副申を受けて現地調査を行い、開発行為者との調整を図っています。また、普通地域での大規模な行為は、特別地域同様当該市町村を経由して事前に届出ることになっています。なお、通常の管理行為や普通地域における小規模な行為は、自然公園法の規制を受けません。

(4) 美化清掃活動

自然公園利用者の快適な利用を促進するため、毎年8月の第一日曜日に自然公園における全国一斉美化運動が設定され、本県でも関係市町村が中心となって特に海浜の清掃を実施しています。

(5) 自然公園監視員の設置

自然公園の風景地を保護し、その利用の適正化を図るため、沖縄県自然公園監視員設置要綱を定め、同要綱に基づき自然公園監視員を委嘱しています。監視員は、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の予防について監視指導を行い、あわせて適正な情報を収集するとともに利用秩序の維持に寄与しています。

平成20年度は4カ所の自然公園に合計12名の監視員を配置しています。